

## 船舶インシデント調査報告書

平成28年1月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	平成27年6月1日 09時50分ごろ
発生場所	愛知県田原市野田町小山北方沖 泉港西防波堤灯台から真方位052°3,400m付近 （概位 北緯34°40.6′ 東経137°11.2′）
インシデントの概要	プレジャーボート富士見丸Ⅱは、錨泊中、船外機の運転ができず、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成27年6月22日、調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 富士見丸Ⅱ、5トン未満（長さ2.20m）
船舶番号、船舶所有者等	242-30792愛知、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 4、視界 良好 海象：波高 0.5m
インシデントの経過	<p>本船は、帰航のために船外機を始動したものの、クラッチを入れると停止する状態となった。</p> <p>船長は、船外機を繰り返し始動させているうちに、プロペラにアンカーロープが絡まり、風浪による海水が船内に入り込んできたので自力航行不能と判断し、海上保安庁に救助を要請した。</p> <p>船外機は、本インシデント後、機関修理業者による開放点検の結果、水が燃料タンク、燃料ホース及び気化器にたまっていることが判明した。</p> <p>船長は、本船を年に約6日間使用しており、本インシデント時、出発前の点検で、燃料タンク等の水抜きを行っていなかった。</p>
分析	本船は、船外機を始動したところ、船外機の燃料タンク等にたまっていた水が燃料に混入して供給されたことから、船外機が運転できなくなったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、船外機を始動したところ、船外機の燃料タンク等にたまっていた水が燃料に混入して供給されたため、船外機が運転できなくなったことにより発生したものと考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料タンクは、結露等により水がたまるので出発前に必ず点検</li> </ul>

	し、水抜きを行うこと。
--	-------------